

【確認事項】

①～⑤の全ての項目において、要件を満たすことが必要です。全ての項目においてチェックがない場合は、対象外とします。

【様式2】

学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

私は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する学生等の学びを継続するための緊急給付金に申請するにあたり、**③コロナ感染症対策に係る公的支援措置を受けている場合は受給証明書または、申請書の「3.申し送り事項」に事情を記入する** 申請した項目を確認しました。

要件・チェック項目		
① 自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない		
② 家庭から多額の仕送りを受けていない ※1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り年額を記載すること		必ず記入すること 万円
③ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない		
④ 新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入(雇用調整助成金による休業手当を含む。)に影響を受けており、1)～3)いずれかの状況となっている		
1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られなくなった状況が継続している		
2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)の状況が本年度になっても改善していない		
3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、継続が困難となっている		
⑤ 既存の支援制度について以下のいずれかを満たす		
1) 高等教育の修学支援新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用する者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
3) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者若しくは利用を予定している者		

③コロナ感染症対策に係る公的支援措置を受けている場合は受給証明書または、申請書の「3.申し送り事項」に事情を記入する

①アパート等の賃貸契約書のコピー・住民票の写し・直近の家賃の支払い証明書等を提出すること

④1) 申請書の「3.申し送り事項」に事情を記入する

④2) アルバイト先の給与明細または振込口座の預貯金通帳のコピー等(2020年1月以降の2か月分で減少が分かるもの。ただし、2020年の書類を提出する場合は、今年の給与明細2か月分も提出すること。)を提出する。年額の比較とします。

④3) 公的支援措置を受けている場合の受給証明書等を提出すること

⑤1) 3) 今後利用を予定している場合は申請書の「3.申し送り事項」に支援制度名・申請日を記入すること

⑤3) 民間の奨学金制度を利用している場合は可能な限り受給証のコピーを提出する

上記の内容に相違ないことを誓約し、申請内容に虚偽があった場合は返金することに同意します。

令和 年 月 日

学校名 学部/研究科名

学籍番号

署名: